

令和6年度

第1回 国民健康保険運営協議会 会議録

日時 : 令和6年11月14日(木) 午後2時00分

場所 : 交野市役所 本館3階 第二委員会室

令和6年度 第1回交野市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 開会 令和6年11月14日（木）午後2時00分
2. 閉会 令和6年11月14日（木）午後2時50分
3. 出席委員 会長 前波 艶子
委員 岡本 満子
委員 河辻 和文
委員 小菓 裕成
委員 古賀 よし枝
委員 佐寫 英則
委員 長井 輝臣
委員 羽尻 昌功
委員 波戸 良光
委員 山口 由美子
4. 事務局 副市長 良 幸浩（挨拶のみ）
市民部長 小川 暢子
市民部次長 菅 和美
医療保険課長 村上 務
医療保険課長代理 村田 奈美
医療保険課係長 中田 学
5. 議事案件
 - ・報告
 1. 令和5年度国民健康保険特別会計決算案について
 2. 令和5年度特定健康診査・特定保健指導等の取組について
 - ・その他
 1. 交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画について
 2. マイナ保険証について
 3. 国保運営に係る取り組みの進捗管理について
6. 議事内容
 - ・配布資料 広報原稿「使ってみようマイナ保険証」、マイナ保険証リーフレット、PDC Aサイクルに基づく進捗管理表
 - ・当日配布資料 次第、第1回交野市国民健康保険運営協議会資料（差し替え分）
市町村国保ヘルスアップ事業、交野市第3次データヘルス計画書

前波会長： みなさんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和6年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しいところ、本運営協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。本運営協議会は公開となっております、本日は傍聴人はおられるでしょうか。

事務局： おられません。

前波会長： おられないということですので進めさせていただきます。
まず、本運営協議会の開会にあたりまして、良副市長よりご挨拶をいただきます。

良副市長： 令和6年度第1回国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私なにかとご多忙の中、国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

平素は、本市の行政運営に関して、とりわけ国民健康保険事業の運営にご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、今般、6年間の激変緩和措置期間を経て、今年度4月から改めて策定されました「大阪府国民健康保険運営方針」に則って、国保事業の運営を行っているところでございます。

今年度は、府と市町村が連携し、広域的かつ計画的な広報活動を実施するため「広報共同実施」が行われております。また、マイナンバー法の一部改正により、今年の12月2日から現行の被保険者証が廃止されることとなっておりますので、その後の取扱いについて、ホームページや広報にて周知活動を行っているところでございます。

本日の議題でございますが、令和5年度国民健康保険特別会計決算案について、次に保健事業の取組についてのご報告と、その他の案件を予定しておりますので、何卒宜しく願い申し上げます。

どうぞよろしく願い申し上げます。

村上課長： なお、副市長におきましてはこの後、他の公務がございますので、これをもちまして退席とさせていただきます。

良副市長： 申し訳ございません。どうぞよろしく願い申し上げます。

—（副市長退席）—

前波会長： それでは、委員の出席状況を事務局からご報告お願いいたします。

中田係長： それではご報告させていただきます。

本日の出席状況ですが、事前に2名の委員様から欠席のご連絡がございました。今現在、委員定数13名中、副会長を除きます、10名のご出席でございます。

以上でご報告を終わります。

前波会長： ただいまの報告のとおり、協議会規則第7条の規定に基づき、本運営協議会は成立いたしました。

続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第十三条により、議長が指名することになっておりますので、公益を代表する山口委員、被保険者を代表する河辻委員を指名したいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは次第に沿って、進めさせていただきます。まず、報告案件一点目「令和5年度国民健康保険特別会計決算案について、事務局より報告願います。

村上課長： 着座にて失礼いたします。

ではまず、資料の確認のほうからさせていただきます。本日お配りしております次第と事前にお配りしております方には運営協議会の資料ですね、こちらを丸々差し替えていただきたいと思っております。そしてカラーのチラシと使ってみようマイナ保険証という白黒の印刷物とA3の横長のP D C Aサイクルと書いている資料、それに伴いまして市町村国保ヘルスアップ事業と書いたA4の縦の1枚、こちらになります。

また、第4期特定健康診査等実施計画及び第3期データヘルス計画を計画推進審議会の委員様以外にお配りしております。

過不足はございませんでしょうか？

それでは、令和5年度国民健康保険特別会計決算案についてご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。

まず、決算状況の前に被保険者数等の動向として交野市の人口、世帯数と被保険者数及び、国保世帯数の比較と対前年度比を各3月末時点で記載しております。

表をご覧ください、交野市の人口及び世帯数は前年度よりそれぞれ微減、微増しておりますが、国保に関しては前年度に引き続き団塊の世代が75歳を迎え後期高齢者医療保険へと以降になることに加え、短時間労働者に対する社会保険の適応拡大により、被保険者の減少が加速しております。

昨年度末と比べまして、被保険者数は814人、世帯数で411世帯の減少があります。

それでは令和5年度の決算について、2ページをご覧ください。

一番上の保険料でございますが、予算より9千162万7445円の不足となっております、これは被保険者の減少等により保険料総額の減少によるものでございます。

保険料収納率につきましては、戻りますが1ページの表の1の2の表になっております。

収納率としましては、現年度分が96.53%、滞納繰越分が32.55%でございました、ちなみにこちらは大阪府内で町村を除く市のみでは大阪では一位の収納率を誇っております。

2ページに戻ります、国庫支出金でございますが詳細に記載の健康保険組合等出産育児一時金臨時交付金は、出産育児一時金の引き上げにより令和5年度のみでの交付でございます。

す。

続きまして府支出金でございますが、保険給付費、療養費、特定健康診査、保健事業費について、大阪府より給付される普通交付金と本市の国民健康保険に対する取り組みの評価、それによる交付金として交付される保険者努力支援分の特別交付金がございます。

また、大阪府が地方単独事業として実施している医療費助成の療養の給付費にかかる地方単独事業助成補助金等も含まれております。

3億6千643万9722円の減少理由としましては、被保険者の減少に伴い全体の保険給付費等が予算を下回ったため、交付金もそれに合わせて減少となっております。

財産収入につきましては、財政調整基金の利子を計上しておりましたが、令和5年度からは一般会計での一括納入となっております。

次に繰入金でございますが、一般会計繰入金と財政調整基金繰入金がございます。

一般会計繰入金は保険料の負担の緩和を図るとともに国民健康保険の財政基盤の安定をするため、国や大阪府から一般会計に交付される保険基盤安定制度分、職員の給与費等、その他国保が負担した出産一時金の3分の2を繰入れることとされております。

財政調整基金繰入金の内訳と基金残高については一番下の表、財政調整基金積立額、こちらのほうをこの表に追加させております。

令和4年度の残高に繰越金の5千600万円を積み立て、保険料抑制のために2億4千121万5147円、大阪府の統一基準に含まれていない低所得者に関する保険料の減免として328万円、がん検診無償化対応分として429万円の繰入れを行っており、基金の残高は5億8千463万6880円となっております。

以上、歳入合計としまして76億3228万8015円が歳入額でございます。予算に対する収入率については95.1%でございました。

次に歳出でございます、総務費の内訳ですが職員給与や手当などの人件費、印刷製本等の需用費などが含まれております。

次に保険給付費でございますが、通常病院等の医療機関に係る療養給付費や、はり、灸、あんま、マッサージに係る療養費、また高額な医療に係る高額療養費が大半を占めているところでございます。

医療費につきましては、1ページの下段参考としまして医療費の状況というのがございますのでご覧ください。

一番下の一人当たりの費用額については、前年度42万5千545円が44万9千568円と2万4023円増加しております。被保険者が減少しているものの、総医療費としては変わらないというところから医療費の高度化や自然増というのがまだ現在も続いていると考えられます。この保険給付金につきましては大半が先ほどの歳入でありました、府支出金によって賄われております。

次に国民健康保険事業納付金でございますが、国民健康保険の広域化により大阪府に納める納付金でございます。この納付金は被保険者から収納しました保険料や納付の対象となる一般会計からの繰入の費用を大阪府に納入するもので、大阪府下市町村ごとに定められておりこの費用によって大阪府の国民健康保険が運営されております。

次に保健事業費でございますが、取り組みについては報告案件にて報告いたします。支

出額は9千21万2790円となっております。

最後に諸支出金でございますが、令和3年及び令和4年度に交付された補助金等を精算し返納が必要となる国庫や府支出金について予備費を充当して支出しました。

以上、歳出合計としまして76億1622万5440円が歳出でございます。予算額に対する執行率が95%でございます。

よって、歳入、歳出差し引きまして1千606万2575円の黒字となり令和6年度に繰越を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが令和5年度の決算見込みについて報告になります。

前波会長： ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

長井委員： 被用者保険で見たときに保険給付というのが5%ぐらい高くなっているのですね。

ただ答申については横ばいという、昨年と比べて横ばいという結果になっている、中身としては先ほどご説明あったように、被保険者が大幅に少なくなっている、あるいは後期に移行というこの関係でそうなっていることが影響しているということでしたけれども、この中身は実質通常単位が増えているので、高額療養費というのが増えているのではないですかね。高額薬剤の保険適応だとか呼吸器系の流行だとかこんなことが事業者のほうは大きくデータとして出てきているので、そういったことはやっぱり答申で影響が出てきているのかなという事と、大体この保険給付の横ばいの傾向は、今後も続くと思いたいらいいのでしょうか。

そのあたりの見込みはどう考えてらっしゃるのかなと思って。

村上課長： お答えします。

おっしゃるように高額療養費の伸びというのは非常に高くなっております。この決算の資料の保険給付費の詳細一番右のほうに高額療養費6億5700万でございます。決算50億に対しまして6億で前年からの高額療養費、1億2億のペースで伸びております、というのもやはり医療の高度化っていうのは年々に進んでおりまして、今は日数が少なくても高度な医療が受けられる、それによって高額医療が発生するということで、こういった高額医療の伸びっていうのが如実に表れているのかなと思っております。

また、日本全体として医療費は伸びておりますけれども、国民健康保険についても伸びている状況です。被保険者が減ってきておりますので、総医療費も下がるはずなのですが、トータルの医療費は前年までと同じような推移を示しており、一人当たりの医療費が伸びている状況です。この一人当たりの医療費につきましては、令和2年のコロナ禍以外ではここ何十年って伸び続けておりますので、それを鑑みても今後それが上げ止まって少し落ち着くのではないかという見込みはあまりたみにくいのです。

前波会長： 他にご質問等ございませんでしょうか。

佐蔭委員： 財政調整基金についてお伺いしたいのですが、大阪府の運営方針に則って繰出す時は前回の会議の資料をいただいた、大阪府が定めている、アからオまでの5つの内容によってしか出せないとなっているのですが、具体的にアからオのどの部分を使って歳出されたか繰入られましたか。

村上課長： 令和5年度までは一定激変緩和期間、経過措置期間として、大阪府の運営方針が適応されるのが6年度からですので、今年度はアからオに適応する分しかできないのですが、令和5年度はある程度、市のほうに裁量がございましたので、市としては保険料の抑制に2億4800万使わせていただいて、あとはがん検診の無償化等々は、保健事業の形で充てさせていただいた状況でございます。

前波会長： 他にございませんでしょうか。

河辻委員： 決算の歳入歳出差し引き、5年度約1600万円の黒字となっておりますけども、この歳入のところの前年度繰越金1億1千100万あると思うのですが、これを除きますと単年度収支では赤字に大体差し引きしますと9500万円ぐらいの赤字となるのですが、その要因というのですか、どの様な状況か教えていただけますか。

村上課長： はい、おっしゃるとおりでございます。この1600万っていうのはこれまでの積立てとか全体の収支になりますけども、令和5年度単年度で見ますと、前年からの繰越とかそういうのを除く1年間だけの収支で見ますと実は赤字なのです。そのおっしゃいます繰越金があったおかげでプラスというところもありますし、逆に前年度の繰越の基金に積立てる、積立が5000万ぐらいあるのですが、それも歳出に入っていますのでそういうのを除きますとトータルで5000万ほどの赤字になったのです。5年度単年度で見ますと、その赤字分につきましては保険料の収入不足っていうのが影響しております、やはり当初このぐらいの保険料があればトントンになるという見込みから被保険者数も減少しておりますし、皆様の所得のほうもそれほど伸びなかったということで、保険料の収入が得られなかった。決してその保険料を払わない人が増えたというわけではなくて、そもそも皆さんの所得と人数で計算した保険料総額が当初の見込みよりも下がったということになります。その分が赤字の原因になっておりまして、その赤字を埋めるために基金のほうから追加で繰り出しまして、5年度はトントンになっていったという形になっております。

河辻委員： ありがとうございます。あと今年度の黒字、5年度の黒字約1600万円については令和6年度の先ほどおっしゃった繰越金という形で予算のほうに計上されるということですか。その辺ちょっとお伺いします。

村上課長： 財政のルールとしまして、黒字分につきましては約半分を基金に積立て残りを翌年の収入に繰り越すという形になっておりますので、令和6年度は800万円を繰り越して、8

00万円を基金に積立てるという形になっております。

河辻委員： はい、ありがとうございます。

前波会長： はい、他にございませんでしょうか。

他に質問がないようですので続きまして報告案件2点目、令和5年度特定健康診査、特定保健指導等の取り組みについて事務局より報告願います。

村 田： 村田よりご報告いたします。着座にて失礼いたします。

課長代理 それでは3ページの令和5年度特定健康診査、特定保健指導等取り組みについてご説明させていただきます。

まず2-1の特定健康診査につきまして、こちらは平成20年度より医療保険者に義務付けられた健診であり、内臓脂肪型肥満に加え糖尿病や高脂血症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として実施しております。令和5年度の対象者としましては、昭和23年4月1日から昭和59年3月31日生まれの交野市国民健康保険加入者となっております。健診の実施方法としましては、加入者の方に4月上旬に受診券と案内のパンフレットを送付しております。受診場所としましては医療機関、保健センター、あと地区の公民館等の大きく3か所から選択して受けていただけます。医療機関での健診につきましては大阪府医師会と集合契約しております大阪府内の約4500か所の医療機関にて無料で受診していただくことが可能です。また、集団健診におきましては5月から3月の期間に保健センターでの健診を年29回実施、地区健診では私部地区、星田地区、倉治地区の3か所の公民館等におきまして星田地区2回開催しましたので合計4回の実施、費用は原則無料ですが希望の方には500円で心電図検査を実施しております。特定健診の実施者数及び受診者のうち心電図検査受診者数の内訳は表に記載の通りとなっております。令和5年度の特定健診受診率は35.5%であり、令和4年度よりは増加しましたが、国や市の目標値には至りませんでした。

続きまして、令和5年度の受診率向上に向けた取り組みについてご説明いたします。こちらとしましては市内医療機関においては特定健診受診勧奨用のポスター及びチラシを作成し、受診勧奨等の協力依頼を実施しております。

次に市のSNSを利用しまして、スマートフォン等活用している世代の方に向けても勧奨を行いました。また、大阪健活マイレージ「アスマイル」のアプリを活用し特定健診受診者には市町村ポイントとして3000円相当の電子マネー等の付与を行いました。地区健診におきましては、ハガキや地域の回覧にて健診実施周辺地域への受診勧奨の協力依頼を行いました。

続きまして4ページ、特定保健指導について説明させていただきます。特定保健指導は内臓脂肪の蓄積に加え、対象者の持っている血糖、血圧、脂質、喫煙のリスク数に応じた個別の保健指導を行い、その要因となっている生活改善を促し生活習慣病の発症予防に努める取り組みとなっております。この対象者の選定方法はリスク要因に応じて動機付け支援、積極的支援に分類し、それぞれ3か月間の支援を行っております。対象者数、指導終

了者数は表に記載の通りとなっております。こちらの令和5年度全体の実施率は71.3%であり、併せて参考に集団健診、個別健診での割合も記載しております。令和5年度につきましては、目標値の70%を達成しましたが、今後さらなる実施率の向上を目指してまいります。こちらの保健指導の利用率向上に向けた取り組みとしましては、集団検診の場において血圧、腹囲が基準値を超えている方に対しまして、日常生活の指導と併せて保健指導の利用勧奨を行いました。

次に人間ドック補助金交付制度申請の際に人間ドックの結果に対する保健指導を申請窓口にて実施いたしました。また、健診結果送付時にICTオンライン型による保健指導の利用勧奨チラシを同封し、土日や夜間しか時間のない方でもスマートフォン等におきまして自宅にて指導が実施できる体制を確保しております。

続いて特定健診受診率の向上及び健康の保持増進を図るための人間ドック補助金交付制度についてご報告いたします。こちらは令和5年度からは人間ドックのオプションによるがん健診受診者に対する補助も開始しております。申請件数補助額については表に記載のとおりとなっております。

報告は以上です。

前波会長： はい、ありがとうございます。

ただいまの報告について何かご質問はございませんでしょうか。

波戸委員： 特定健診の受診率向上のためにですね、市内医療機関に特定健診のポスターやチラシを配布してありますけどもこれは効果ありますか。それよりも個別の通知のほうがより効果あると思いますが、費用の面もだいぶ違うと思うのですが、市としては「やっていますよ」というだけの話しにしか、僕らには見えませんがどうでしょうか。

村 田： はい、お答えいたします。

課長代理 医療機関におけるポスターとかチラシに関しまして、普段かかられてる方もいらっしゃいますので、すでにご存じの方ももちろんいらっしゃると思います。年度ごとに作成したチラシは、例えば市内のいきいきランドやフレンドマートでのイベントなど普段医療ではないところを利用している方にも同様のパンフレットやポスターを掲示して目にしていたく機会を出来る限り増やす形を取っており、医療機関以外の場所でも同じように啓発ができるように工夫させていただいております。

長井委員： このことに関連して、情報提供するという事ではいいと思いますし、色々努力しておられますが、35%が飛躍的にというのがなかなか難しいのだらうと思うのですね、一般的に一方通行で提供するだけでなく、例えばどの年代の方が一番受けてないかとか、あるいはどの地域で受診率が低いなとかこんなようなちょっと具体的な何か取ることができるのであれば、そのへんの現状とか課題がもう少し見える化してくるだらうと思うので、そこからちょっと取り組みを地区によって分けるとか年齢層によって分けるとか、何かそんなことをちょっと考えてみるのもひとつじゃないかなという気はちょっとしました。

意見です。

前波会長： はい、ありがとうございます。
他にございませんでしょうか？

小葉委員： 3ページの健診の種類のところ、ゆうゆう、地区健診においての真ん中あたりで、原則費用は無料、心電図希望者のみ500円とありますが、問診票とか当日の血圧を測って心電図が必要な人は500円いらなと思うのですが、返しているのでしょうか。

村 田： 心電図希望された方でありましても診察の結果、医師の判断で心電図必要となられた方
課長代理 に関しては費用いただいておりません。

小葉委員： 返してるんですか。

村 田： はい、会計を一番最後にしておりますので、その日に医師の判断で撮られたか
課長代理 どうかというところで最終お支払いいただくという手段となっております。

小葉委員： 書き方が悪いですね。自己の判断で心電図の希望者は500円ですね。

村上課長： はい、そうです。

村 田： はい。
課長代理

村上課長： 今後改めます。

前波会長： はい、他にございませんでしょうか。
無いようですのでこれで質疑は終了させていただきたいと思います。
最後に事務局からその他案件について説明をお願いいたします。

村 田： それでは5ページをご覧ください。まず一点目の3の1、交野市国民健康保険特定健康
課長代理 診査等実施計画及びデータヘルス計画についてご報告させていただきます。こちらは令和5年度に令和6年から11年までの6ヵ年計画としまして、第4期特定健康診査等実施計画及び第3期データヘルス計画の策定を行いました。計画推進審議会委員の方以外の皆さまには本日黄色の冊子をお配りさせていただいております。今後につきましては令和5年度より設置しました計画推進審議会におきまして、毎年度特定健診や各種保健事業の課題分析等を踏まえた進捗管理を行い、計画に沿った事業実施を進めてまいります。報告は以上になります。

前波会長： ありがとうございます。ただいまの説明について何かご質問はございませんでしょうか。
はい、ご質問がないようですのでこれで終了します。はいどうぞ。

中田係長： 失礼いたします。医療保険課の中田です、よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

私のほうからは、3の2マイナ保険証についてご説明申し上げます。マイナンバー法の一部改正によりまして、令和6年12月2日から現行の保険証の発行が終了されることとなっております。12月2日以降新たに加入される方でマイナ保険証を保有しておられない方につきましては現行の健康保険証と同様のカード型の資格確認書を交付することとなっております。また、マイナ保険証を保有されている方につきましてはA4の用紙で資格情報のお知らせを交付することとなっております。

本年11月に一斉更新を行いました被保険者証につきましては、資格情報の変更等がなければ令和7年10月31日までの有効期限まで一年間使用していただけますが、その後はお使いいただけなくなります。被保険者の皆さまの周知内容といたしましては、被保険者証送付時に、本日お配りしております、こちらのカラーのチラシを同封いたしますとともに、現行の被保険者証の発行の終了やマイナ保険証メリットなどについてもこちらのほうに記載しております。また、11月号広報におきましては本日お配りしておりますこちらの「使ってみようマイナ保険証」という特集記事を掲載いたしまして、市民の方に不安なく制度改正に対応していただけるよう取り組みをしているところでございます。

こちらの特集記事のほうをご覧いただきたいと思います。特集記事につきまして様々記載はあるのですが、その中で左側の真ん中、お薬手帳について少し訂正がございます。こちらの3つのメリットの1つにおいてお薬手帳の持参が不要というふうに当初掲載しておりましたが、お薬手帳につきましては患者様ご自身のアレルギー歴やその他個別の情報の把握などにも役立つ重要なものでございますので、お薬手帳の持参は必要ということで、この度12月号広報に訂正文の掲載と、あと現在ホームページのほうにも訂正文を掲載いたしまして対応しているところでございます。

私からの説明は以上となります。

前波会長： はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご質問ございませんか。
はい、どうぞ。

佐島委員： ちょっと聞き漏らしたのですが、資格確認書っていうのは今の現行の健康保険証と同じカードタイプなのですか？

中田係長： はい、その通りです。

佐島委員： 資格情報のお知らせはA4の紙ですか、記載されている内容は保険者番号、記号番号、枝番、氏名、生年月日ということですか。

中田係長： はい、その通りです。

波戸委員： マイナ保険証の保有率は今どのくらいになっているのでしょうか。

村上課長： 国民健康保険の8月が最新のデータでございますけども、マイナ保険証に登録されている方、紐づけられている方は58.9%でございます、そのうち実際の利用率、交野市におきましては15.9%となっております。府の平均よりかは少し上という形になっております。

前波会長： 他にございませんでしょうか。

小菓委員： マイナンバーカード持っている人じゃなくて、マイナ保険証が58%ですか。

村上課長： そうです。

小菓委員： ということはカード持っている人はもっと多いということですね。

村上課長： はい、マイナンバーカードの取得、市民全体の取得率でも8割を超えているということです。

小菓委員： もう一ついいですか。

前波会長： はい。

小菓委員： 広報に載せていただいている先ほどのお薬手帳の持参が不要というのは、文章で訂正したということですが、みんなこれしか残らないですよ。訂正分残らないですよ。だからもう一回配ってください。そのほうがいいと思う。いくら文章で書いてあっても、不要の削除に書いてもこれ残ってしまいますよ。不要のままだと思われるのもう一回なんとかこういう紙で配布してください。

村上課長： 発行時期等々、締め切り等も確認しまして、次月号無理としてもその次の号という形で反映させていただきたいと思います。

前波会長： はい。

羽尻委員： 小菓先生ありがとうございます。この相談受けたときに訂正をしていただくようにお話をさせていただきましたけれども、今の小菓先生のご意見に賛成したいと思うので、ぜひともよろしく願いいたします。患者さんを守るためのものになるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

前波会長： 他にございませんでしょうか。それでは3の3の説明お願いいたします。

村上課長： 3の3、国保運営に係る取り組みの進捗管理についてご説明申し上げます。本年、令和6年度より大阪府市町村国保においては保険料率をはじめとする府内統一基準を定め、大阪府で一つの国保として運営が開始されております。この府内統一の基準の考え方を共有するために策定された、大阪府国民健康保険の運営方針においては市町村の効率的な事業運営の継続的な改善、都道府県化の主旨のさらなる進化を図る観点から運営方針に基づく取り組み状況について進捗管理を行うことが規定されております。別紙ですね、A3横のこちらをご覧くださいませでしょうか。全市町村で取り組む項目という形で規定されております。保険料の目標収納率達成に向けた取り組み、保険給付の適正な実施として第三者行為の求償、過誤調整の取り組み、国の交付金をより多く獲得するための事業目標について各市町村の実施状況を自己点検し、その結果を府内で共有し他市町村の事例を参考にして未達成の項目を改善していこうというものでございます。現段階では、中間評価ではございますが、本市におきましては実施状況の欄に○と×で示しております、多くの項目で○、実施または達成という形になっております。×の項目もいくつかございますが、特に項番9、保険者努力支援制度評価点獲得事業、でっかい項番1、2、3と番号がございまして、5枚中の4枚目ですね、項番9こちらがちょっと×がうちのほう目立っておることになっておりますけども、それにつきましては国の交付金の獲得目標になっております、国から各市町村が取れる分は国の交付金の確保をして皆さんの保険料が上がらないようにその財源を獲得していこうという目標になっております。こちらそれぞれの取り組みは本市のほう行っているものの、当初の計画に計上できていないなど交付金の交付基準に満たないという理由で表記上は×になっておりまして、事業をやっていないというわけではございません。ちょっとこの辺の表現の方法ですとか、また他の×については他市町村の事例を参考にして今後改善に取り組んでいこうと考えております。また、年度末に同じように期末の評価を行いますので、その時に改めてまた期末の報告はさせていただきます。以上になります。

前波会長： はい、ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。ご質問がないようですので、本日の説明、報告は終了させていただきたいと思っております。貴重なご意見、皆様方から出されておりますので事務局のほうはまたそういうご意見を踏まえた上で訂正等よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、会議録等の文書整理につきまして会長に一任ということでご異議ございませんでしょうか。

(委員)： 異議なし

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

閉会の前に事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

村上課長： 次回の本協議会の開催についてでございます。昨年度の本委員会で今後の運営委員会の開催について大阪府統一に伴って、この本委員会に諮問させていただく項目が少なくなりました。今後は報告がメインになっていくことが予想されるため、他市町村の動向も踏まえ開催の時期や回数を検討するとしておりました。多忙な皆様の時間をいただくことに恐縮いたしましたので回数の短縮も視野に入れて検討したのですけれども、そもそもこの運営協議会というものは国保運営に関し直接住民や関係者の皆さまの声をお聞きできる重要な役割があるという形、その貴重な機会を減らすという事は国保の運営にとってプラスではないなということを考えました。従いまして委員の皆さまにはご多忙のところ申し訳ないのですが、今後も従来通り年2回の開催を考えておるところなのですがいかがでしょうか。

前波会長： よろしいでしょうか。

(委員)： 異議なし

村上課長： ありがとうございます。そうしましたら、改めまして第2回目の開催については、後日ご連絡させていただきたいと思っております。ちなみに、現段階では2月の6日頃を候補日としておりますので、出来ましたら予定のほうの確保をいただけましたら幸いです。また正式にはご案内させていただきます。以上になります。

前波会長： はい、ありがとうございます。他に何かこの際ですのでご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして本運営協議会を終了させていただきます。本日は貴重なお時間を頂戴し、ご協力いただきました。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。気をつけてお帰りになってください。

会議録署名

会 長

会議録署名委員

委 員

委 員
